平成２３年（フ）第１９２２号
名古屋市中区大須１丁目32番43号　岩井通コスモス501号
債務者　金森たつ子こと　李　　太人
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３７８号
愛知県碧南市向陽町２丁目14番地　サクスィード21―Ａ棟101号
債務者　森　　育美
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第９６号
三重県志摩市阿児町神明1537番地１
債務者　三橋　一子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第９７号
三重県志摩市阿児町鵜方874番地217
債務者　三橋　照久
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第９８号
三重県志摩市志摩町布施田2222番地２
債務者　山本　良子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第６９９号
堺市東区日置荘西町１―13―１　シャルム初芝103号室、住民票上の住所堺市堺区中安井町１丁４番11―408号、前住所堺市堺区栄橋町１丁７番５号　昭和マンション402号
債務者　早田　友広
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７８９号
大阪府河内長野市本町18番22号
債務者　向井　賢一
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８１７号
堺市東区西野179番地７
債務者　松谷美佐子
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８４６号
大阪府松原市田井城３丁目69番地の３
債務者　高橋　節子（旧姓砂川）
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９８７号
堺市堺区賑町２丁２番28号
債務者　松尾　憲治
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０６７号
大阪府藤井寺市道明寺２丁目４番13号
債務者　藤井由里子
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０８６号
大阪府松原市小川６丁目６番６号
債務者　井戸　政孝（旧姓岩谷）
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３７９号
兵庫県姫路市飾磨区中島１丁目449番地　カサミラドールグランデ301
債務者　山下甲一こと　徐　　珍甲
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４５６号
兵庫県神崎郡福崎町西田原1335番地
債務者　岡部惠美子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１７７号
岡山県総社市福谷1246番地
債務者　加藤　幸子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１９８号
岡山県井原市笹賀町749番地１
債務者　花田　順志
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１９９号
岡山県井原市笹賀町749番地１
債務者　花田　信子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係